

平成17年度第1回定例会
町田市教育委員会会議録

1、開催日	平成17年（2005年）4月8日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員長	富川 快雄
	委員	名取 紀美江
	委員	井関 孝善
	委員	岡田 英子
	教育長	山田 雄三
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤 源照
	生涯学習部長	五十嵐 隆
	学校教育部参事（兼）	畑 久男
	教育総務課長	
	教育総務課管理主幹	飯島 博昭
	施設課長	井上 正一
	施設課主幹	金子 敬
	施設課主幹	河原 昭夫
	学務課長	牧田 惠次
	指導課長	梅原 哲
	指導課教育センター担当課長	田原 克人
	指導課副参事	坂本 修一
	指導主事	澤井 陽介
	社会教育課長	天野 三男
	社会教育課市民大学担当課長	砂田 勉
	社会教育課管理主幹	市川 修
	社会教育課主幹	田中 久雄

スポーツ課長	荒木純生
図書館長	手嶋孝典
図書館副館長兼図書館副参事	守谷信二
博物館副館長	畠山豊
博物館主幹	松本司
公民館長	阿部君子
ひなた村所長	岡本春夫
大地沢青少年センター所長	狭梨和久
国際版画美術館副館長	園部芳祐
国際版画美術館主幹	河野實
書記	砂川聡・堀場典子
速記士	波多野夏香（澤速記事務所）

6、提出議案及び結果

議案第1号	町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第2号	町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第3号	町田市立学校結核対策委員委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第4号	学校医等に対する感謝状の贈呈について	同意
議案第5号	まちだ市民大学HATS運営協議会委員の委嘱に関し同意を求めることについて	同意
議案第6号	校長・副校長の任命（新任）に係る内申について	原案可決
請願第1号	歴史教科書採択に関する請願	不採択
請願第2号	町田市教育委員会の合議制のあり方の正常化を求める請願	不採択
請願第3号	公正な教科書採択についての請願	不採択
請願第4号	学習指導要領の目標に最もかなう中学校歴史公民教科書の採択を求めることに関する請願	不採択

7、傍聴者数 14名（意見陳述人4名を含む）

8、議事の概要

午前10時開会

委員長 ただいまより第1回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程を一部変更して審議をいたします。日程第1の月間活動報告は、2の議案審議事項と入れかえまして、議案審議事項を先に上程いたします。以下、月間活動報告、報告事項の順に審議をいたします。

なお、議案審議事項のうち、議案第6号につきましては、報告事項終了後、一たん休憩に入り、非公開で審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 では、その際には、関係者だけお残りいただきたいと思います。

議案審議事項のうち、本日は請願が第1号から第4号まで出されておりますので、請願第1号から第4号を先に上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、そのとおりに審議をまいりたいと思います。

請願第1号 歴史教科書採択に関する請願を上程いたします。

本請願につきましては、請願者から、口頭による意見陳述の申し出がありますので、その取り扱いについてお諮りいたします。意見陳述の申し出を10分の範囲で認めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、10分の範囲で意見陳述を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

委員長 再開いたします。

請願者、ご苦労さまでございます。10分の範囲で意見陳述をお願いいたします。

高山請願人 初めてなので、ふなれで不手際があるかと思いますが、よろしくお願

いたします。

請願文はお読みいただいていると思いますので、強調したい点だけを申し上げます。

私、思いますに、現在の検定制度は非常に正しく機能していないと憂いております。それはなぜかとなれば、昭和57年、いわゆる近隣諸国条項というものが検定基準に追加されたこと、それともう1つ、実に恐るべき裏検定基準なるものが現実には存在しておいて、一般に教職員組合の皆さんがその基準を満たすものを推奨しているものですから、教科書会社としては、営業戦略上、それに従わざるを得ないという実態がございます。残念ながら、町田でも採択された東京書籍の教科書もそのようなことになっておるようでございます。

この2つの問題点、いわゆる近隣諸国条項と裏検定基準、その結果、どういうふうに関教科書がなっていると私が認識しているかといいますと、ご存じのように、中学校の歴史教科書は8社ありますが、1社を除いた7社の教科書というのは、日本のアジアにおける行動はすべて侵略であると一方的に決めつける日本悪玉論ですね。世界情勢でありますとか、その中に置かれた日本の環境でありますとか、国際法などとか、そういう説明は一切なしに、一方的に日本が悪い、こう決めつけております。

それから、国家というものは国民を抑圧するものであり、国民は抑圧される側であるという、いわゆる階級闘争史観に貫かれております。

したがって、結果的に、日本の歴史というのは、どの時代でも一貫して暗いものとして描かれ、国家と国民は対立するもの、国家に反抗するものが正義であるというような一般的論調になっております。

このような状況といいますのは、明らかに学習指導要領の目標、その中でもとりわけ重要な多面的、多角的に考察して公正に判断するといったような目標があります。また、我が国の歴史に対する愛情を深め云々というような目標もございます。そういうものに明らかに逸脱していると思います。このような状況で、愛国心でありますとか、国旗、国歌に対する敬意でありますとか、あるいは皇室に対する敬愛の念が育つはずがありません。このような子どもが将来大人になったときに、ビジネス等で国際的な環境で働いたときに、日本が常に悪い悪いというふうになったら、堂々と胸を張って国際ビジネスを展開することは不可能でございます。

残念ながら、そういう状況が現実でございますので、最も重要なことは、採択段階で学習指導要領をすべて満たすようないい教科書を選択することが非常に重要だと信じておりま

す。教育委員の皆様には、ぜひともこの教科書を全部精読されて、比較されて、学習指導要領を満たしているということを条件に、そして皆様のご見識によって判断されることを切にお願いするものでございます。

先般の入学式、卒業式を適正に実施するという指示を出されたこと、及びそれを撤回してくれという請願が却下されたことは、私ども非常にすばらしいご判断だと尊敬、敬愛しております。ぜひとも教科書採択におかれましても、そういうご見識を示されることを期待しております。

時間は余りありませんが、現在使われております東京書籍の教科書がどのように逸脱しているのかという例を、これは数えれば切りがないんですが、時間内におさめるためにちょっと苦労しますが、幾つか挙げます。例えば、先ほどの階級闘争史観ですから、まず国家というのは悪い存在である、その象徴は天皇、皇室にあるというのが基調にございます。その結果、神話というものについて全くというほど触れておりません。「古事記」「日本書紀」というのが書かれていますが、それはたった1行です。その中に「神話」という言葉がありますが、神話の内容については何の説明もありません。したがって、伊弉諾、伊弉冉であるとか、天照だとか須佐之男だとか、神様の名前は全く出ません。それから、神武天皇の名前も出てまいりません。現在、ヨーロッパには立憲君主国というのが幾つかございます。日本もその1つであります。2000年に近い長い歴史、神話の時代から現代に至るまで連綿と続いている王室というのは、日本をおいてほかにありません。西洋の王室というのは、すべて古代の王室とは断絶された全く新しい王室です。それは、日本がまことに誇るべき存在であると信じています。天皇あるいは皇室について触れると、すぐ皇国史観であるというふうな批判をする人たちがいますが、これはまことに噴飯物といいたいまいしょうか、何の根拠もないです。天皇象徴制というのは、しっかり定着した、日本人全員が理解して納得しているものです。その象徴というものを誇るべきものだというふうに教えるべきだと思います。

それから、奈良時代の農民とか、あるいは中世の農民とか、悲惨な生活を送っていたということが盛んに強調されます。租庸調と言われる税制が厳しかったのは事実でありますけれども、一方において、公地公民という非常に公正な税制であったわけです。それ以前は、豪族が勝手に恣意によって決められた税制を国家として統一したという、非常に公正性が高められた、そういう記述が一切ございません。

それから、外国に対しましては、トーンをできるだけ和らげ、日本は正当な権利行使で

すら侵略であるというふうな記述になっております。例えば古代でいえば、聖徳太子が非常にいろいろな政策を打たれましたが、最も重要な政策というのは、いわゆる華夷秩序、中華秩序からの脱出宣言ですよね。「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す」という、あの有名な文章は全く説明されないし、その華夷秩序から脱出した、文明は謙虚に学ぶけれども、服属はしないという宣言についての意義は全く書かれておりません。

それから、至るところに、日本は侵略と言いながら、外国の行動に関しては侵略という言葉を使わない。例えば元寇は遠征であるとか、襲来というのは日本古来から、古くから使われているから、それはいいとしても、東京書籍では遠征と言っています。例えば日清あるいは日露戦争時代のロシアの行動は、満州あるいは韓国に進出という言葉を使っています。侵略という言葉は使っていないわけです。日本の行動はすべて侵略と決めつけるわけです。それは近現代だけではなく、例えば豊臣秀吉の朝鮮侵略というような言葉を使うわけです。朝鮮出兵に関しては、その真の理由、スペイン、ポルトガルの植民地政策のことについて何も触れない。それを察知した秀吉が宣教師を追放したという宣教師追放のことは書いてあっても、その理由が書いていない。これでは、生徒たちは一体何のことが、さっぱりわからないわけです。日清、日露、明治維新以降に関しては非常に無茶苦茶です。ほとんどすべて日本が一方的な悪であるというふうな記述が多いわけです。

例えば日露戦争なんていうのは、世界史的な意味が非常にあったわけです。初めて白人帝国を有色人種が、しかも近代戦争において勝利した。これは世界じゅうに与えた影響が非常に大であったわけです。例えばバルチック艦隊の全滅などという、世界の海戦史上全く空前絶後の快挙が何も記述されておられません。したがって、東郷平八郎指令長官の名前も出てまいりません。このようなことでよろしいのでしょうか。日露戦争の影響は、先ほど述べた影響のほかに、いわゆる黄禍論と言われる黄色人種に対する脅威論が世界に出たのも常識です。それが教科書には何も書かれておりません。

それから、満州事変、日中戦争等々、これは中国から見れば侵略であったという言い方はできると思いますが、当時の日本としては、国際法的で正当に得られた権利を侵害されたわけです。排日運動、抗日運動、日本人虐殺、日本製品不買運動等々、そのような事情があった上で起きたいろんな事件なわけです。

それから、いわゆる柳条湖事件は日本軍が画策したということは今でもわかっていることですが、盧溝橋事件というのは、日本軍は明らかにやっていないわけです。正確なことはわからない、諸説があるのは事実ですが、日本軍が先に手を出したのではないということ

とだけははっきりしているわけです。それすら何も書いていない。

一番ひどいのは、南京虐殺事件に関してですね。一般市民を含む大虐殺をした云々ということが書かれております。しかし、これはご承知のようにいろんな説があって、なかったという説まであるぐらいです。要するに、歴史的に評価の定まっていないことですね。そういうことを一方的に書くのはふさわしくない。

最後にもう1つ、広島原爆投下ということに関して、東京書籍は4ページも割いて延々と書いております。これは軍都であったことが原因なんだということが書かれております。しかし、これはとんでもない間違いですね。アメリカで発表された公文書によれば、単に原爆の効果がどれだけあるかということ測定したいということだけが理由です。ですから、半径3マイル以上の都市、ほかにも新潟、小倉、長崎などが候補になったわけです。山に囲まれた測定しやすい地形であること、空襲をまだ受けていなかった、あるいは連合軍捕虜がいないと信じられていたことなどで広島が選ばれたにすぎないわけです。それをあたかも広島が軍都であったからいけないんだというような調子のことを延々と4ページも書くような教科書、これは全くおかしいと思います。

以上のようなことで、ぜひとも子どもたちが自分の国に誇りを持って、愛国心が持て、自分も過去の偉人や英雄と同じようになってという夢と希望を持たせる。歴史はまた虹を見せることだということもあります。そのような夢と希望を持たせ、誇りを持たせ、愛国心を持たせ、そして虹を見せるような教科書をぜひともご採択いただくようお願いする次第でございます。

委員長 休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

委員長 再開いたします。

ただいま上程されております請願第1号についての願意の実現性、妥当性、その他について、教育長から説明をお願いします。

教育長 第1号の請願ですが、請願の要旨は、お手元の請願書にありますように、4点ございます。教育委員会の考え方を順次申し上げます。

まず1点目ですが、現在、文部科学省が行っている検定制度は、義務教育諸学校教科用図書検定基準に基づき、学習指導要領の目標に従い、内容や内容の取り扱いに示す事項を

不足なく取り上げていること等を基準にして教科書検定を行っております。町田市教育委員会としては、この検定制度は正しく機能しており、検定を通った教科用図書はすべて採択候補となるものと受けとめております。

2点目、町田市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、調査協議会の報告や東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料等を参考にして、教育委員みずからの責任と権限において行っております。

3点目、町田市の教科書採択は、採択当日の教育委員会を公開するとともに、議事録も開示対象としております。

4点目、教科書展示会については、採択候補の教科用図書について市民に周知し、市民から意見をいただく大切な場であると考えております。展示会場については、昨年度は教育センター1カ所でありましたが、今年度の中学校教科用図書の採択においては、教育センターと、ここ森野分庁舎の2カ所にふやして実施する予定であります。今後は、より一層多くの市民の声を聞くことができるよう、土曜日の開催やインターネットでの周知などを含めて開催方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、請願の願意の実現性、妥当性でございますが、本請願は、採択方法の市民への周知等について本市教育委員会の考え方と一致する部分もありますが、先ほども意見陳述がございましたが、請願理由において、現在の文部科学省の検定方法や、その検定を通過した教科用図書を否定しているというふうに思われます。その点については、本市教育委員会としては同意することができません。

また、意見陳述にございましたが、教科書について私の意見としての歴史観が述べられております。このことについても、採択するという点においては、これは教科書採択に予断を与えることにもなりかねないというふうに考えております。

したがって、本請願については採択することはできない、不採択とすべきというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、何かございましたらどうぞ。

岡田委員 今、歴史に対する造詣が深いということがよくわかりながら、また、お話を聞いていて、私自身の経験として、中学のときに社会の時間に、社会の先生ですけれども、「醜い日本人 - 日本の沖縄意識 - 」という本を薦められて読んだことを思い出したんですけれども、大変ショックを受けまして、日本人というのはいかに醜いかという自虐

的な部分、そうしたデリケートな中学生の時期というときに、どのような記述のものを与えたらいいのかということについては十分配慮したいと思います。

ただ、今ここで採択するのは、学習を進めていくというときの教科書ですので、やはりさっき請願の中でもお話しいただいたように、歴史的な評価がなるべく定まっていて公正で、なおかつ中立な表現を用いたものが選べるように、私どもも心を配って採択に臨みたいと思います。

ということで、今のお話の中で、教育長の方からも、考え方が一致する部分もあるんですが、やはり余りにもこちらの方の歴史観というものが前面に出ているということと、それから、私ども教育委員自身も、そうした前もっての知識なく新たな気持ちで今回採択された教科書に臨みたいと考えますので、不採択の方向でよろしいのではないかと思います。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。教育長の説明は、本請願については不採択でございます。本請願を不採択と決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第1号 歴史教科書採択に関する請願は不採択と決定をいたしました。

請願第2号 町田市教育委員会の合議制のあり方の正常化を求める請願を上程いたします。

本請願について、請願者から意見陳述の申し出がございます。この取り扱いについてお諮りいたします。10分の範囲で意見陳述を許可したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、10分の範囲で意見陳述を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

委員長 再開いたします。

ご苦労さまでございます。今申し上げたとおり、10分の範囲で請願の陳述をお願いしたいと思います。

大島請願人 よろしくお願いいいたします。今回、教育委員会が出された通知で、舞台上に児童生徒の作品は飾るなということを知っていますが、過去に名取委員が、舞台上に生徒や児童の作品を飾ることもよかった、そういうふうにおっしゃっていますが、そんな意見は聞かれないのでしょうか。教育委員の意見も聞かないで決められている今の教育委員会の通知は、一体だれ的意思によって決められているのでしょうか。果たして、教育委員会の合議制は正常に機能しているのでしょうか。

私の娘はことし卒業式を迎え、私も初めて卒業式に参加いたしました。娘は、昨年の先輩の卒業式に出たときよりも自分たちの卒業式の方が感動したと言っていました。ここにおいで井関委員も来賓として参加されていらっしゃいましたが、子どもたちが男の子も女の子も、みんな泣きながら自分たちの生活のことや平和のことを語っていましたが、呼びかけの文章はすべて自分たちでつくったそうです。そんな呼びかけ合いをしながら、途中で生徒自身の指揮で行った合唱は迫力もあり、在校生や親たちも感動して泣いていました。井関委員はいかがでしたでしょうか。感動しませんでしたでしょうか。君が代が大きな声で歌われたかどうか、そんな比較が必要でしたでしょうか。

子どもたち自身が思いを込めて歌った歌は感動的ですが、君が代を大きな声で歌わせるのに、どんな思い入れをした指導をしるおっしゃるのでしょうか。私は、子どもたちの自分たちで考え行動していく、そんな姿こそ、これからの国際社会において尊厳と信頼を得られるように成長しているなど感じましたが、いかがでしょう。

富川委員長も、教諭も経験され、今まで数多くの子どもたちを育て、社会に送り出していらっしゃったはずですが、君が代を大きな声で歌ったかどうか、そんな基準で子どもたちの成長の度合いをはかられたことはありますか。

岡田委員も、海外生活も経験され、サントリー等の経営相談もされた方ですから、企業の倫理観や国際感覚にもたけていらっしゃると思うんですが、日本の国連常任理事国入り、中国や韓国では過去の歴史も清算できない国には資格がないと言われていました。また、アサヒビールの名誉顧問が新しい歴史教科書をつくる会に資金援助を行っているということで、中国でもボイコットされると報道されています。岡田委員が発言された、座っている子どもを立たせろという外国籍の子どもへの配慮もない発言は、先ほど言った企業でしたら、岡田委員の発言によって製品がボイコットされてしまう。そんな国際感覚で

は、国際社会において尊厳と信頼を得られる日本人としては認められないと思います。

また、前回の定例会では、先生方に通知の中身を依頼しているという認識だとおっしゃっていましたが、従わなければ処分しますよと例まで明記した職務命令書をちらつかせることが、どこがお願いだと言えるのでしょうか。名取委員は、PTA会長も幾度となく歴任され、過去に君が代の声量が小さいと本当に感じ、それが子どもたちの将来を案じることになりましたか。当日飾られた子どもたちの作品が、当日歌われたほかの式の歌が尊厳と信頼を得られるように成長したと判断することに足りませんでしたか。

過去の定例会での発言、ぜひ責任を持って臨んでいただきたいと思います。ぜひ後で1人ずつ意見を聞かせていただきたいと思います。

今回出された通知を、これは自分たちのものではないと子どもたち自身が立ち上がり、署名運動まで起こったことをご存じでしょうか。前回定例会でも、また市議会本会議においても、山田教育長が、一律に教えることを否定すれば公教育が成り立たないとおっしゃいますが、一律に教えることを否定しているのではなく、教える中身が問題だと何回も言っているんです。中身も何も関係ないのであれば、ファシズムでさえ、教育長の論理で言えば正しいことになってしまいます。

座席表の提出に関しても、教職員が一致協力して式を運営し、一堂に会して自主的な行事が実施されることを確認することを、世間では監視と言うと思います。座席表をつくらなければ教師が一致団結できないという説明で説明責任を果たしていると考えた現教育委員会は、本当に考える必要があると思います。厳粛で清新な環境をつくることは否定しません。ただ、なぜ日の丸、市旗を正面に掲揚することが厳粛で清新な環境をつくることであると考え、舞台正面に子どもたちの作品を飾ることが厳粛で清新な環境をつくる上でふさわしくないとまで言うのか、理由を教えてください。

舞台上に児童生徒の作品が飾ってあっても、壇上で卒業証書を受け取れば、主役であることに変わりはないと思います。また、学習指導要領にも、児童生徒の作品を舞台上に飾ることはふさわしくないと書いてありません。ふさわしくないと書いているのは、生徒でも教師でも保護者でも教育委員でも、どこでもありません。だれがふさわしくないと書いているのでしょうか。そんな教育委員会の今のあり方は非常におかしいと思います。もう1度、今の教育委員会の合議制のあり方を見直し、慎重で公正な判断に基づいた上での今回の通知を再考していただくように、陳述を終わります。

委員長 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

委員長 再開いたします。

ただいまの請願第2号 町田市教育委員会の合議制のあり方の正常化を求める請願について、教育長の願意の実現性、妥当性、その他についての説明をお願いします。

教育長 請願第2号ですが、お手元に請願書があると思いますが、冒頭部分に、今回の通知を出すに当たって、新聞報道あるいは回答書、あるいは議会でのやりとり等々について、使い分けて誠実な態度とは思えないというふうな記述がございます。

まず、新聞報道の関係ですが、これは新聞報道ですから、私の方がどうのこうの言うものではないと思いますが、1月の定例教育委員会の中で、入学式、卒業式の適正な実施について、指導主事の方から報告をいたしました。その際、名取委員から、儀式的な行事においての国歌斉唱というのは、歌うからにはきちんと大きな声で歌っていただきたいというふうな発言がございました。それを受けて、指導課長が、年度当初の教育委員会でも、そのときに岡田委員から、歌うからにはきちっと歌うようにというふうなご指摘もございましたというふうなお話をいたしました。そういうふうなことで、別に一教育委員が言ったからこの通知を出したということではありません。1月の定例教育委員会のやりとりの一部です。

文書で回答いたしましたように、今回の通知については、あくまでも2003年に通達ということを出しておりました。それにプラスをして、12月にも定例教育委員会もございました、12月というのは秋口に周年行事がございますから、そういう中で各教育委員から、やはり周年行事の中での国歌斉唱について、歌われない学校もあるし、きちんと歌えない学校もあるというふうなことで、その辺が来年、12月の時点ですから、卒業式、入学式を控えて、指導についてはというふうなことで、指導課長が来年度については国歌斉唱について重点項目としてというふうなお話をしております。回答書でお出しをいたしました、これはこれまでの教育委員の発言、あるいは卒業式、入学式に出た来賓あるいは保護者の方の意見だとか要望をもとに通知をしたものでございます。

議会のやりとりにおきましても、ここに書かれています議員と一般質問のやりとりがございました。それは私の方から冒頭同じようなことを言いました。これまでの教育委員の発言、あるいは出席をした来賓、保護者等の意見、要望を受けて、今回通知を出しました

よと。そういうやりとりの中で、それでは従来やっていたフロア形式がどうのこうのだから、学校に任せろだとか、そういう話の中で、校長からは、校長がやりたい卒業式がなかなかできなかったというふうなことで、校長会からも、ことしだけではなくて、教育委員会の方からきちっとした通達なり通知を出してほしいということで、私の方は、このことで校長にこれ以上エネルギーを使わせたくない。今回、通知を出しまして、相当やはり来ました。これは、撤回をしろというのは、職員団体も含めて、本当に組織的だなというふうに感じました。従来、校長がやろうとしたことは非常に大変なことだったなというふうに思います。そういうふうなやりとりですから、何も使い分けているわけではありませんので、その辺については冒頭お話をさせていただきます。

それから、願意の妥当性等でございますが、請願の趣旨にあります名取委員の発言は、平成14年度、15年度の卒業式に出席した際の感想を述べられたものであります。教育委員会では、当然ながら、これまでも各委員から、入学式、卒業式についてもさまざまな感想、意見が述べられております。そこで、2004年12月16日付の通知は、前年、2003年10月29日付の通達「入学式、卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」のとおり、実施するようお願いしたものです。

また、あわせて、これまでの教育委員会の中で発言された教育委員の感想ですとか意見を受けとめるとともに、式に参加された保護者や来賓などから出された意見や要望を総合的にとらえ、平成16年度の卒業式、それから その当時は来年度、ことしもう平成17年度に入っておりますが 平成17年度の入学式の重点項目を加え、通知をしたものでございます。今回の通知をもって、本市教育委員会が合議制のあるべき姿ではないという請願者の意見には、到底同調できるものではないというふうに考えます。

したがいまして、本請願は採択できない、不採択すべきものと考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

名取委員 2003年4月と2004年5月の定例教育委員会で私が卒業式の感想を話しておりますけれども、いずれの小中学校の卒業式においても、フロア形式の卒業式ではありませんでした。このことを申し上げておきたいと思います。卒業証書授与はきちんと壇上で受け取っておりました。

装飾に関してですけれども、児童生徒の作品があったわけではなく、植木の花などが置かれておりまして、それが小学校の方が中学校よりもちょっとかわいらしくて、華やかな

ものでしたというふうに申し上げたと思います。

呼びかけについてですけれども、卒業証書授与はやはり壇上で行っておりまして、校長先生の式辞、来賓の後、最後に卒業生と在校生が向き合って呼びかけたということで、ステージ上いっぱい卒業生が広がって行ったものではありません。そのこともつけ加えておきたいと思います。

私は、あくまでも卒業式の感想を述べただけですので、フロア形式がよいとは言っておりません。そのことだけをちょっと申し上げたくて話しました。あくまでも感想を述べただけで、これからも何か感想を言うのがちょっと、述べることができなくなるのではないかなというふうな、そんな気がしております。

岡田委員 今の請願の中で、君が代の通知の再考をお願いしますというようなくだりもあったんですが、その件に関しましては、この請願では、合議制のあり方の正常化ということですので、また別の機会もあるのかもしれませんが、とにかくこの場では触れないということで、ただ、名取委員のお話にしてもそうですし、先ほどの私へのコメントにしてもそうなんですが、本意と少しずれて受けとめておられるかなという気はいたします。

合議制なんですけれども、町田市教育委員会では、お互いに全く同じ意見のものではないメンバーが集まった上で、お互いの意見を交換しながら合議制ということで最終的な結論に至るということで、正常に機能していると私は信じておりますので、これは不採択ということで、教育長の意見に賛成いたします。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。請願第2号 町田市教育委員会の合議制のあり方の正常化を求める請願について、教育長の説明は不採択です。不採択にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第2号は不採択と決定いたしました。

請願第3号 公正な教科書採択についての請願を上程いたします。

請願者から意見陳述の申し出がありますので、その取り扱いについてお諮りいたします。請願者に10分の範囲で口頭による意見陳述を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、10分の範囲で意見陳述を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

委員長 再開いたします。

ご苦労さまでございます。10分の範囲で、口頭による意見陳述を許可いたしますので、よろしく申し上げます。

安元請願人 先ほどの国歌斉唱問題に対する教育委員会のご指導や、その反論に対する毅然たる姿勢に感銘を受け、今後の教育委員会に大いに期待しているものでございます。どうぞよろしく願います。

さて、ことしの8月は中学校の教科書の採択の年でございますが、教育は百年の計と言われております。イギリスの教育改革の成功の例を挙げるまでもなく、どの国も青少年の育成には特段に力を入れ、特に愛国心の育成ということには、どの国も熱心に教育を行っております。イギリスの教育改革ですが、1944年、教育法時代の教科書は非常に自虐的で、植民地支配とか奴隷貿易など、歴史の暗い部分、負の部分に焦点を当てておりました。そこで、青少年が自分がイギリスの国民であるということに誇りを持つことができない、そういう教育状態の中で学力は低下し、少年犯罪がふえていたといえます。今の日本の状態が全く同じような状態であると思っております。

日本史の授業をしようとすると、「また日本の悪口」というようなことを言う学生がいる、これは岐阜県の県立高校の先生が言っておりました。また、財団法人日本青少年研究所の平成16年の調査によりますと、国に誇りを持っているという日本の高校生は51%、米国や中国に対して2割以上少ない、そういうことでございます。自国に誇りを持たない国民の末路は哀れであり、日本の将来が危ぶまれる次第でございます。

日本の国は、世界で唯一万世一系の皇統を持ち、すぐれた伝統と文化を持つ国家でございます。歴史の光の部分にも焦点を当て、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てるという学習指導要領に最もかなった教科書を採択していただきたいと思えます。

去る3月17日に参議院の予算委員会で有村治子議員が、戦後に不法占拠された北方領土について、戦争末期に占領されたと誤った記述をしている教科書が検定をパスしている事

実を指摘いたしました。有村議員は2つの教科書会社の名前を挙げておりましたけれども、町田市が使用している教科書も不法占拠には触れておりません。その他、不確かな事実とか、これが日本の教科書かと疑われるような教科書も現に使用されております。18年使用本の検定が終わりまして、これらの部分が修正されることを望んでいる次第でございますが、検定をパスしているとはいえ、各社の記述にはさまざまなニュアンスの違いがございますので、ぜひ精査していただきたいと望んでおります。

請願書の2項で記述いたしました「学習指導要領の『目標』及び『内容』に即して観点を具体的に定めて」と述べさせていただきましたけれども、国の歴史に対する愛情と国民としての自覚についての育成のための具体的観点として二、三申し述べたいと思います。参考にしていただければと存じます。

まず1つは、日本神話の記述でございます。指導要領には、神話、伝承を通して当時の人々の信仰や物の見方などに気づかせるとありますが、現行の教科書にはほとんどその記述がございません。記述のあるものでも、奈良時代に「古事記」「日本書紀」に関連して名称が挙げてあると。その内容については記述されております。しかし、建国の神話は大和朝廷の日本統一の部分で扱うべきで、神武天皇が初代の天皇で皇室の先祖であることを明記すべきだと思います。ちなみに、シンガポールやフィリピンの教科書には、日本の建国神話が載っていることは何とも不思議な気がする次第でございます。

2点目、天皇の記述について、明治天皇の名前さえ出ていない本もございます。小学校では明治天皇は扱うように決められておりますが、中学校ではそのような状態で、聖徳太子を厩戸皇子としているものもございます。天皇軽視の傾向は公民教科書にもございまして、単なる象徴にすぎないとか、それから、形式的、儀式的な国家行事のみを行う、そのような記述もございますので、この辺もご注意いただけたらと思います。

それから、歴史上の人物でございますが、指導要領には、国家社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物を挙げる、学習させるとなっております。このような人物は生徒にとって生き方のモデルでもあり、士気を高めるものだと思いますが、現行の教科書では、安重根があつて伊藤博文なし、東郷平八郎なし。吉田松陰は安政の大獄で処刑された人、豊臣秀吉は天下統一の英雄ではなく、韓国を侵略した大悪人、そのような表現をしております。どうぞ生徒の生き方のモデルになるような、国のため、社会のために尽くした人物を挙げている教科書を選んでいただきたいと思います。

4番目、戦争の記述でございますが、元寇から太平洋戦争に至るまで、元寇の記述は、

日本が侵略した、これを戦争と言うと、それだけで、原因も経過も、その結果についてもほとんど述べておりません。原因があって戦いが起こったのであり、戦争中は国民が一致団結して国難に当たったという記述、それから、その世界及びアジアなどに及ぼした影響などについても、どうぞお読み取りいただきまして採択していただきたいと思いません。

5番目に、領土問題につきまして、竹島問題について韓国から激しい批判があるというように報じられておりますけれども、竹島、尖閣諸島、北方4島は固有の日本の領土でございますから、そのような点の記述についてもご留意いただけたらと、そのように願っております。

子どもたちによりよい教科書を与えたい、これが私どもの悲願でございます。どうぞよろしく願いいいたします。

委員長 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

委員長 再開いたします。

請願第3号 公正な教科書採択についての請願について、願意の実現性、妥当性、その他について、教育長から説明をお願いいたします。

教育長 請願第3号でございますが、請願の要旨につきましては、お手元の請願書をごらんいただきたいと思いますが、5点ございます。5点につきまして、順次教育委員会の考え方をご説明申し上げます。

まず1点目ですが、町田市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、調査協議会の報告を参考にし、また、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料等も参考にし、教育委員みずからの責任と権限において行っております。

学習指導要領の目標につきましては、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てること、我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせること、国際協調の精神を養うこと、さまざまな資料を活用して、歴史的な事象を多面的、多角的に考察し、公正に判断すること、適切に表現することなど多くの要素が盛り込まれております。これらは、どれも生徒に生きる力をはぐくむために必要なものであり、判断基準の1つとなっております。

2点目ですが、文部科学省の検定を通った教科用図書はすべてが採択候補であり、調査協議会や調査研究委員会の調査対象となります。その調査については、特定の観点に偏りがなく、昨年度は 昨年度というのは小学校ですが、内容、構成分量、表記表現及び使用上の便宜の3観点を教育委員会として示しております。今年度の観点等については、さらによいものを検討していきたいというふうに考えております。

3つ目の学校調査研究の方法と内容につきましては、いわゆる学校票という誤解を受けないように改善する方向で検討しております。

4点目、教育委員に対する不当な圧力、これは排除し、適正な採択が行われる環境が確保できるように努めていきたいというふうに思っております。

5点目の教科書展示会については、採択候補の教科用図書については、先ほどもお答えしましたが、市民に周知し、市民から意見をいただく大切な場であるというふうに考えております。展示会場については、昨年度は教育センター1カ所でありましたが、今年度の中学校教科用図書の採択においては、教育センターと森野分庁舎の2カ所にふやして実施する予定です。今後は、より一層多くの市民の声を聞くことができるよう、土曜日の開催やインターネットでの周知なども含めて開催方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、願意の実現性、妥当性でございますが、本請願については、学校の研究だとか、あるいは採択方法や市民への周知方法だとか、本市教育委員会の考え方と一致する部分もございます。ただ、請願理由云々につきましては、私見としての歴史観が根拠となっているというふうに思われます。したがって、これから教科書採択に入るわけですが、これを採択するということになると、これから行います本年度の教科書採択に予断を与えるものというふうに考えます。

したがって、本請願については採択できない、いわゆる不採択にすべきものというふうに考えます。

委員長 教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 今、安元様の歴史観を中心としたお話をお伺いしましたけれども、この請願の要旨の中の1番目に、「調査資料及び調査報告書の内容を参考にしつつも」ということで、見ていけないとか、そういうことは書いてありませんが、絶対視はしませんけれども、現場の声を聞いてみるということは当然で、理科でいえば、実験しないで理論だけ

で済むかというようなことでおわかりになるかと思います。

なお、そういうような調査資料をつくる協議会なり調査研究委員会には欠格事項というのがちゃんと書いてありまして、教科書会社、著者、教科書供給業者に関係ある者、それから、過去において特定の教科用図書の宣伝または普及に努めた者、そういう者は除くということで、一応公正に選ばれるようになっています。

この前の小学校の教科書の採択などを通じまして、採択方針にありますように、そういうような報告書を参考に、私どもがみずからの責任と権限において、町田市の児童に最も適した教科書の採択を行う、それに尽きるのではないかなと思います。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

請願第3号 公正な教科書採択についての請願についての教育長の説明は不採択であります。お諮りします。請願第3号を不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第3号は不採択と決定いたします。

請願第4号 学習指導要領の目標に最もかなう中学校歴史公民教科書の採択を求めることに関する請願を上程いたします。

請願者より口頭による意見陳述の申し出がありますので、その取り扱いについてお諮りいたします。10分の範囲で口頭による意見陳述を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、10分の範囲で意見陳述を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

委員長 再開いたします。

ご苦労さまでございます。10分の範囲でよろしく願います。

大西請願人 おはようございます。日ごろ、教育委員の皆様方には、町田の教育について大変ご熱心にご尽力されておりますことに心から敬意を表するものであります。

きょうは、この学習指導要領の目標に最もかなう中学校歴史公民教科書の採択を求める

ことに関する請願についてであります。まずその前に、私は、教育委員の皆さんは日本の歴史についてどういう認識を持っておられるのか、そういうことについて討論をされたことがあるのかどうか、その辺のところもちょっと伺っておきたいし、もしなければ、ぜひそのことも皆さんにやっていただきたい。

昭和16年2月18日に大東亜戦争が勃発したわけでありまして、この大東亜戦争という表現は日本の閣議で決定されたものになっておりまして、現在生きているわけでありまして、ところが、多くの教科書を見ますと、ほとんどが太平洋戦争というふうになっているわけでありましてけれども、これは皆さん方もぜひしっかり歴史を、たしか昭和16年12月10日だったと思いますけれども、日本の閣議決定で、この戦争の呼称は大東亜戦争とするというふうなことがきちっと書かれておりますし、現在もそれは生きているわけでありまして、そういう観点から、ぜひ皆さん方は、歴史のありようというか、事実をしっかり把握していただければ大変ありがたいというふうに思っておりますのでございます。

請願の内容でありますけれども、趣旨からちょっと読ませていただきます。

およそ国家たるものは、次代を担う子供たちの教育はいかにあるべきかについて、国家戦略としてその充実に心血を注ぐものであり、それは先進国、途上国を問わず世界の常識である。わが国においてもようやく教育基本法改正の必要性が国民世論として形成されつつある現状をかんがみると、平成17年4月から開始される中学校教科用図書採択はかつてないほど重要な意味を持つものと認識しております。

なかでも歴史、公民の両教科書は上述した教育基本法に内在する欠陥の解消に直接、関係するもののため、その適正な採択の有無に強い関心を持ちます。

以上の趣旨から、町田市教育委員会は平成18年度から中学校で使用される歴史、公民教科書の採択事務に関し次項について措置をされたいと思います。

請願理由、1、町田市教育委員会の教科用図書選定資料については 内容、構成分量、表記表現及び使用上の便宜の3つの視点で総花的に比較するのではなく、学習指導要領の目標及び内容に即して具体的な、各教科書の違いを観点表等作成し、それに基づいて各教科書の違いが簡潔、明瞭にわかるものにする。

従来、しばしば見受けられた明瞭な違いが表れない調査項目、抹消な要素に関わる項目については見直し、選定資料がより参考になるものとする。

私は、2002年度使用中学校教科用図書調査研究委員会報告、これは町田市のものでありますけれども、この中身を見ますと、まさに内容は、教科の目標や内容を踏まえている、

一体どこが教科の内容や目標を踏まえているのかというような具体的なものは全く書いていないわけでありまして、ひどいものになりますと、これは扶桑社の教科書であります。知識、理解を中心とした記述がなされており、生徒の興味関心を持たせるための工夫が少々足りない。ルビ、説明があるが、中学生にとって難しい言葉の使用が認められる。口絵の写真等が見やすいとありますが、片方、これは東京書籍、以下、日本書籍、大阪書籍、教育出版、清水出版、帝国書院、あとは日本文教出版、この7社が全部同じ項目で評価がされているわけでありまして。しかも、点数でA、B、Cランクづけされているわけでありまして。

こういうものが、平成13年2月8日に東京都で出された通達から見ると、明らかにこれは違反をしているのではないかというふうに私は考えているものでございまして、先ほど教育長からも、その点については改めていきたいというようなお話もありましたので、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思うわけでありまして。

それからもう1点、同じ学校調査研究、意見のまとめということで、ほかの7社の教科書は全部真っ白であります。新しい歴史教科書、扶桑社については、偏った歴史観に立ち、公教育の教科書として不適、神話の部分が長過ぎる、Cの普通という評価を下せない内容や表現の部分がある、常に子どもの成長、発達という視点に立った物事の見方をしてもらいたい、神話の扱いや15年戦争の扱いが教科書として適さない。内容の一部に偏りがある、あとは全部真っ白ですよ。見てください。こんな評価が今までまかり通っていた、私は、これは明らかに教育委員会が適正な運用をなされていない証拠ではないかというふうに考えますので、ぜひその辺も改めていただいて、きちっとそれぞれの調査項目、抹消のものではなくて、各教科の違いが簡潔、明瞭にわかる、そういう観点表を作成いただいて、そして教科書の採択に臨んでいただきたいというふうに思うわけでありまして。

「2、町田市教育委員会は、市立中学校教科用図書協議会が下命する調査研究委員会及び学校調査研究に対し、前項と同様の趣旨にのっとり、誠実に作成するよう明確な意思を持って強く指導すること」ということでもあります。先ほど申し上げたとおりであります。

「3、教科書採択の権限はあくまで教育委員にあることをさらに明確にするため、下部機関による選定資料はあくまで教育委員の参考資料にすぎず、教育委員は自らの教科書の見本を精査して判断し、その決定は選定資料の評価に拘束されるものではないことの意志の確認」をぜひ教育委員の皆さん方でやっていただきたいということ。

「4、本来文科省の検定済みの教科書であれば、どれでも採択しても良い筈であるが

」、ちょっとここは訂正しますが、「明らかに学習指導要領を逸脱する多くの教科書が検定を通過している遺憾な現実に鑑み」、この「明らか」から「現実に鑑み」までは削除いたします。「選定対象図書の中から学習指導要領に最も適したものを採択することの確認」をしてください。

文科省の検定をパスしたことは、どんなタイムでもよいから100メートルを泳ぎ切れれば合格するという試験にパスしたものと同じことでありまして、教育委員会の教科書選びに課せられているものは、パスした中からだれを優勝させるか、どの教科書が一番すぐれているか、そのことを選択されるのが皆さん方の仕事のはずでございますので、ぜひご認識をお願いしたいと思います。

平成13年の都教委の通知は、「教科書の採択に当たっては、文部省告示の新学習指導要領に示された各教科・分野の『目標』等を最もよく踏まえている教科書を選定するなどの観点から、教科書の専門的な調査研究を行うこと」を指示しており、中学校社会科歴史的分野の「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」という目標を例示した。ここでのポイントは、「最もよく踏まえている」というように差がつく評価を指示しているものであるというふうに私は理解するわけでありますが、教育委員会の皆様にも、ぜひ差がつく教科書選定を、ここが違うからこの教科書を採択したんだということ、ぜひしっかりと皆さん方でお打ち合わせをした上で採択をお願いしたいというふうに思うわけであります。

「5、採択後、その採択理由の開示を求められたときは、他の教科書と比較して、学習指導要領に最も適していることの具体的な説明が出来るように今から十分な準備をしていただきたいと思います。」私もこの教科書採択が終わった後に、採択理由を皆さん方にお尋ねしたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

委員長 休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時 1分再開

委員長 再開いたします。

請願第4号 学習指導要領の目標に最もかなう中学校歴史公民教科書の採択を求めることに関する請願について、願意の実現性、妥当性、その他について、教育長の説明をお願いいたします。

教育長 請願第4号ですが、請願の要旨は、お手元にありますように、5点ございます。順次、教育委員会の考え方を申し上げます。

まず1点目ですが、教科用図書調査研究委員会からの調査の観点については、昨年度は内容、構成分量、表記表現及び使用上の便宜の3観点を教育委員会として示しております。これらは、その具体的項目に示しているように、生徒にとってのわかりやすさ、教師にとっての学習展開のしやすさ、地域や子どもの実態への適合を重要な判断基準としていくことにほかなりません。今年度の観点等については、さらによいものを検討してまいります。実際の採択に当たっては、教科用図書調査協議会の報告書に加え、東京都教育委員会が教科用図書各社の比較について、学習指導要領の目標や内容に即した観点で分析をしている教科書調査研究資料を参考にいたします。

2点目ですが、調査協議会や調査研究委員会については、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、調査研究を依頼する形になっております。調査研究委員会の報告書の観点については教育委員会から示し、その観点に沿って調査研究を進めてもらうことになっております。

3つ目、町田市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり行われます。要綱は、調査協議会及び調査研究委員会に調査研究を依頼し、その報告を教育委員会が受ける手続を規定しております。教育委員会は、これらの報告を参考にし、みずからの責任と権限において判断をいたします。

4点目、文部科学省の検定を通った教科用図書はすべて学習指導要領に適合したものであると受けとめております。採択に当たっては、学習指導要領の目標や内容の踏まえ方も1つの判断基準になりますが、調査研究委員会に示している3観点の具体的項目にあるように、生徒にとってわかりやすく使いやすいもの、教師にとって学習展開に活用しやすいもの、地域や子どもの実態に合っているものなどもそれぞれの判断基準となります。

5点目、学習指導要領の目標については、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てること、我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせること、国際協調の精神を養うこと、さまざまな資料を活用して、歴史的事象を多面的、多角的に考察し、公正に判断すること、適切に表現することなど多くの要素が盛り込まれております。これらは、どれも生徒に生きる力をはぐくむために必要なものであり、判断基準の1つとなります。

調査研究委員会に示す報告書の観点を含め、採択理由の開示を求められたときには、そ

うしたことを総合的に判断して町田市の教科用図書が採択されたことを説明することになるというふうに考えております。

次に、本請願の願意の実現性あるいは妥当性ですが、5つの項目がございまして、教育委員会がその責任と権限において教科用図書の採択を行うなど、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の趣旨に合う部分もございまして、合わない部分もございまして。

そういうふうな点から考えますと、これから教科書採択を行うわけですので、やはりこれを選採するという事は、1つの予断を与えかねないというおそれがございますので、やはり本請願は採択をできない、不採択にすべきものというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かありましたらどうぞ。

岡田委員 今の教育長の話にありましたように、私たちがこれから選択していこうという趣旨に沿う部分もあるんですけども、今、例としてお出しいただいた具体的な教科書の名前などが、私ども、実際にはまだこの教科書会社のものが検定を通ったかということは、私は新聞でしか知っていないんですけども、その中でも、ある1社のものに対して有利というような憶測を持たせるような結果になりかねないというので、この請願に関しては不採択ということで、やはりすべてのそうした予断や憶測のない状態で私たちが選択したいと思っておりますので、不採択ということでいいかと思っております。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

請願第4号についての教育長の説明は不採択でございます。

お諮りいたします。請願第4号 学習指導要領の目標に最もかなう中学校歴史公民教科書の採択を求めることに関する請願は不採択に決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第4号は不採択と決定いたしました。

休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時11分再開

委員長 再開いたします。

議案第1号を審議いたします。

議案第1号 町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第1号は、町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則でございます。

本件は、本年4月1日より行政事件訴訟法が改正されることに伴い、訴訟の提起に関する教示を各様式に加えるものでございます。いわゆる様式の変更等でございます。

委員長 教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かありましたらどうぞ。 ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第1号 町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第2号 町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第2号は、町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、本年4月1日より行政事件訴訟法が改正されることに伴い、訴訟の提起に関する教示を各様式に加えること及び国の個人情報の保護に関する法律が施行されることによる用語の整理等の理由により改正をするものでございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

井関委員 ページが書いてある1ページ目ですが、第10条の2「代理人による請求」というのが入っていますが、現在は、第10条はコンピューター処理等の登録で、これは代理人による請求というのは入っておりませんので、以前でしょうか、個人情報の開示要求があったときに、代理人でなくて本人が来るようにというようなことがあったかと思うんですが、代理人による請求を全く新たに入れた、そういうふうを考えてよろしいですか。

学校教育部参事 情報公開と違いまして、個人情報の開示請求は、原則的には個人でございます。ただ、子どもさんが小中学生、あるいはそれ以下の小さい子ども、あるいは個人情報を持っている方が高齢者だったりすると、本人が開示請求できないということで以前から問題とされていましたが、今回新しくこの項目を入れたものでございます。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第2号 町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第3号 町田市立学校結核対策委員委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第3号は、町田市立学校結核対策委員委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めるものでございます。

本件は、町田市立学校結核対策委員の任期2年が本年3月31日をもって満了となりましたので、町田市立学校結核対策委員会設置要綱に基づき、2005年度及び2006年度の学校結核対策委員を委嘱するために臨時専決処理しましたので、本日、教育委員会で承認を求めるものでございます。

2枚目にございますが、4月1日付ということで任期は2年間でございます。それで委員につきましては、左の方に保健所の代表、結核の専門家等委員の区分、そして右の方に委嘱をいたしました委員の氏名等を記載しております。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

岡田委員 臨時専決処理ですし、委員の委嘱についての意見ではないんですけども、子どもたちの間で結核がまた多くなってきたということで、こうした対策委員の方にもお願いしていると思うんですが、実際に今町田市内における子どもたちの結核の罹病率ですとか、そうしたものがこうしたことで、対応によって減っているのかどうかというような状況についてご説明いただけますでしょうか。

学務課長 この制度につきましては、2003年度の学校保健法の改正によりまして現

在の形になっております。現在、実際に精密検査の対象数は、この結核の委員会を通して精密検査を行った児童が189名、中学生の生徒さんが41名ということでございまして、この子たちの精密検査の結果につきましては、結核の治療が必要という者はないという実情が報告されております。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第3号 町田市立学校結核対策委員委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

議案第4号 学校医等に対する感謝状の贈呈についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第4号は、学校医等に対する感謝状の贈呈についてでございます。

本件は、長年にわたって、学校医及び学校歯科医としてご尽力をいただき退任をされました先生に対し、感謝の意をあらわすために、町田市教育委員会感謝状(贈呈)事務取扱基準により感謝状を贈呈するものでございます。

2枚目をごらんいただきたいんですが、贈呈の対象は、学校医、学校歯科医ということで、基準としては、30年以上勤務をされた方というふうなことです。

贈呈の時期につきましては、5月に学校保健会の総会が開かれますので、そのときにお贈りをしたいと思います。

対象者は、6名の先生でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 以上で説明は終わります。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第4号 学校医等に対する感謝状の贈呈については、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第5号 まちだ市民大学HATS運営協議会委員の委嘱に関し同意を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第5号は、まちだ市民大学HATS運営協議会委員の委嘱に関し同意を求めるものでございます。

本年3月31日をもちまして、まちだ市民大学HATS運営協議会委員の任期が満了したことに伴い、まちだ市民大学HATS運営協議会要綱第3条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。

任期につきましては2年間ということで、2007年3月31日でございます。

2枚目をごらんいただきたいと思いますが、全員再任ということでございます。上の方に何期目ということで書かれておりますが、それぞれ学識の方だとか、町内会長さんとかでございます。学識経験あるいは学校、社会教育関係者、商工関係者というふうなことで、8名の方をお願いをしたいというふうに考えております。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

名取委員 運営協議会というのは年に何回ぐらい開かれていて、その内容はどんなものか、教えていただきたいと思います。

社会教育課市民大学担当課長 運営協議会につきましては、年5回開催しております。ただいま市民大学で実施しております講座につきましては、その基本方針を示し、また、その講座についての内容について審議を主にしております。

井関委員 今、教育長さんの方からお話がありましたけれども、別に職務とか職名による委員というのではないわけですね。

社会教育課市民大学担当課長 ございません。

井関委員 前に、この運営協議会だけではなかったんですが、委員の委嘱が出てきたときに、年齢とか再任の期間、回数とか、そういうような何か決まりというか、市の内規があるようなことを聞いたような感じがするので、今回のことに関しては結構でございますけれども、次回ですと、また2年で皆様2歳ずつ年をとられるわけです。市民大学は公民館のことぶき大学と違って、年齢は若い人も対象にしていると思いますので、少し若い人が入ってもいいんじゃないかなと。50歳ぐらいの方が入っておられますから、この方はお若いと考えて、そういう方が入っておられるといいんじゃないかなということを希望します。

社会教育課市民大学担当課長 今後そのように考えたいと思います。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第5号 まちだ市民大学HATS運営協議会委員の委嘱に関し同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

日程第1、月間活動報告に入ります。

教育長から説明をお願いします。

教育長 3月4日の定例教育委員会以降の主な活動状況でございますが、3月につきましては市議会が開かれまして、それぞれ本会議、常任委員会等々が開かれました。

常任委員会の報告につきましては、両部長の方から、後ほど結論を簡単に説明させていただきます。

それでは、表に従いまして、主な活動状況ですが、3月12日に公民館におきまして、「わが町田と新選組」シンポジウムということで、文化財専門委員の会長であります小島政孝先生あるいは薄井清先生ほかを含めましてシンポジウムを行いまして、ホールが満席でございました。

17日、町田リトルシニア全国大会出場表敬訪問ということで、これは中学生の硬式野球ですが、全国大会に出場するというので市長に表敬訪問がございましたので、同席をいたしました。

以下、18日、24日、それぞれ中学校、小学校の卒業式が行われております。

28日には21年ぶりの新しい小学校ということで、小山ヶ丘小学校の落成式が行われました。

同じ日に、障がい教育推進委員会からの答申がございましたが、これは後ほど報告事項の中で、中身について簡単に指導課長の方からご報告をいたします。

それから、30日、町田市体育協会がお見えになりまして、これについては指定管理者制度の関係で要望に見えたものでございます。

以下、31日については退職者、1日は異動だとか新規採用とか、それぞれの辞令交付がございました。

3日に、春の軟式野球大会、春のソフトボール大会の開会式が市民球場でございました。

総合体育館では、テコンドー協会が行ったものですが、全日本テコンドー選手権大会の開会式がございまして出席し、最後まで試合を見学と申しますか、拝見をいたしました。

6日に、全教育委員さんにもご出席をいただきましたが、小山ヶ丘小学校の始業式を兼ねた開校式がございました。

主な活動状況としては、以上でございます。

委員長 両部長から補足がありましたらお願いします。

学校教育部長 3月の第1回定例議会におきまして可決されたところでありますが、予算関係であります。文教生活常任委員会におきまして、(仮称)小山田東小学校新築工事関連で附帯意見がつけました。

簡単に内容を申し上げますが、この建設については、建設の是非を慎重に判断されたいということ、それに伴って、予算の支出については十分考慮されたい、こういった趣旨の附帯意見がついております。

生涯学習部長 それでは、3月16日に開かれました文教生活常任委員会の中での生涯学習部所管の議案等について報告をさせていただきます。

生涯学習部では、文学館の建設工事の請負契約の契約の変更の議案を出しております。これについては不良工事で現在補修をしておりますけれども、5月いっぱいでの補修工事が終わります。6月1日から延期をして、3月14日までの工期として改築工事を行うということで、これにつきましては賛成多数で可決がなされております。

そのほかに、一般会計の当初予算でございますけれども、主だった質疑は特に報告する内容はございませんけれども、賛成多数で可決されています。

ただし、文学館について、改修工事費用についての全額削減の修正案が提出されたというのがあります。これは質疑もなく議案が提出されまして、賛成少数で否決がされているという状況でございます。

あと、行政報告をさせていただきます。野津田上の原の遺跡調査の裁判に係る第2審の判決が出ましたので、この行政報告をさせていただいているというところでございます。

委員長 ありがとうございます。

各委員から、何かありましたらどうぞ。

名取委員 24日に小学校の卒業式に行ってきました。小山小学校に行ってきたんですけれども、来賓の数がとても多くて驚きました。主に地域の方がものすごくたくさん出席しておりまして、地域の方々がたくさん見守ってくれて支えてくれる学校だなということを感じました。

そして、小山ヶ丘小学校ですけれども、落成式、開校式にはやはり地域の方がたくさんお見えになって、地域の方が温かく見守っていただき、支えていただけることを期待しております。また、その小学校ですけれども、とてもたくさんの日が差し込んで明るい学校だなという印象を受けました。体育館もとても広くて、1年生はまだ開校式にはいませんでしたけれども、児童たちがとてもゆったりと座っている感じの印象を受けました。オープン教室ということなので、授業が始まったら、またぜひ見学に行きたいと思います。

井関委員 私の方は、初め小学校の卒業式のことは報告するつもりはなかったんですけれども、1つつけ加えますが、3月24日に成瀬中央小学校の方へ行きましたが、この卒業式は、1人ずつが卒業証書をもらうときに将来の夢を話すようになっていまして、その中でちょっと珍しかったなと思ったのは、普通はスポーツ選手とか、そういうのになりたいという人が多いんですけれども、平和のため総理大臣になるという人、それから、弁護士になって、衆議院議員になって日本の法律を変えたいというような子どもがいて、非常に珍しいなと思いました。

あと2点ですけれども、1つ目は、3月6日、中央公民館で開催されました障がい者青年学級成果発表会に名取委員と一緒に出席しました。15歳以上の青年を対象とするこの学級は、昨年30周年を迎えましたけれども、昨年2月の定例委員会で将来的あり方についての答申の報告がありました。そのとき、障がい者にとって、この学級が社会参加の貴重な場になっているということだったんですけれども、通常の学校と違って卒業生が出なかったこと、それから担当者が不足、開催場所が不足することなどから、これからどうあるべきかというふうな答申がそのときはされていました。

3月6日の当日は、生徒約70名を中心に、また生徒自身が進行して、コースごとに、歌、ミュージカル、作文朗読、楽器演奏、壇上でボーリング場をつくってボーリングをしているようなことをして発表していましたが、そのときは市長も来られてあいさつをされていました。生徒たちは、発表することによって笑顔で喜びを示していまして、中には目立ちたいのか、すごく声を出して歩き回っている人もいましたけれども、生徒同士の制止も余りなくて、一方、多くの生徒というのは、わかりにくい発音があっても静かに聞いて、非常に寛容なんだなというふうに感じました。

この学級に参加しての感想文を朗読している中で、初めは入りたくなかったんですけども、入ると非常に楽しいとあって、友達と一緒にいることの喜びを述べておられました。最後は時間ぴったりと終わったんですけれども、去りがたいのか、歌をリクエストして、

みんなで身振りを入れながら合唱をしていました。やはり音楽というのはみんなに好かれているんだなと思いました。

いただいたチラシから、昨年の春に、この青年学級から自立した「とびたつ会」というのができたんだそうで、活動の内容と募集をしていることを知りました。そのチラシの中に、私たちが青年学級から独立したことで人数がいっぱいの青年学級に新たな仲間も参加できたとありまして、ここ二、三年、新入生を受け入れられなかったこの学級に新入生を受け入れることができ自立した活動が一步を踏み出し始めたということ、この学級のお世話をしている市民の担当者、公民館職員のご尽力だなと思います。

もう一つは、3月10日に博物館で開催されている「町田・民俗の世界から」展、この展覧会を見に行きましたが、その中の小特集として、大地沢などでお世話になっている相原保善会の共有地確定100周年の記念展「境川源流域の聖山・社寺・古道」が開催されました。この展示は、これまでのような学芸員による企画展ではないことと、その研究に板橋区の教育委員会の賞が授与されたということから、そういう特徴でちょっと紹介します。詳細な話はまだ4月17日まで開催されていますので見ていただければわかるんですけども、町田市、具体的には相原と城山町と相模原市が交わったところ、これはそれぞれ母体市町村からは外れと言われてきたということですが、昔はむしろ中心的なものがあつたのではないかというのが研究結果でございます。そして、そこにある川尻八幡と鎌倉の鶴岡八幡の密接な関係について解説されていました。これを研究し、展示を担当したのは教育委員会の職員で、学芸員ではありませんが、背景に歴史学的素養を持っておられるので、仕事の傍らにこの勉強をされたんだと思います。

一方、板橋区の教育委員会が、自分の住んでいる町を文化や歴史的な面から見詰め直した小学校から高校までの作文と、それから一般の部の民俗学、歴史学、考古学的手法により調査研究してまとめた論文を全国的に公募して、二、三年前から櫻井賞を授賞しているんだそうですが、そのとき展示された研究というのがこの賞を受賞したと聞いております。

さらに、この成果を堺中と武蔵岡中の総合的な学習の時間に紹介したと聞いておりましたので、3月22日の武蔵岡中の現地見学に参加させていただきました。中学生は、何の歴史もないと思って住んでいる土地に実は壮大な歴史が眠っていることを知って、自分の住んでいる地域を見直したと言っていました。家族との話題になったに違いないと思います。

岡田委員 では、小学校、中学校の卒業式のことなんですけれども、私が行きました中学校、小学校、どちらも障がい学級のある小学校、中学校で大変人数の多い学校であったにもかかわらず、特に中学校は6学級の卒業生だったんですが、非常に手順がよくてスムーズに卒業式が進行しまして、それとともに、障がいを持った生徒さんが壇上に上がるときにも、必ずお友達の助けが、手が伸びてくるという、また、小学校の方でも同じように、やはり階段の上りおりのときですとか、フロアにおいてからの移動のときですとか、必ずお友達が助けに来てくれるというような姿を見まして、報告事項の方で障がい教育推進委員会の答申が出て、こちらの方もまた、いわゆる普通学級の方にいる子との交流とか、そうした面にも非常にいい影響があると思われまますので注目していきたいと思いません。

委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。 ないようですので、以上で月間活動報告を終了いたします。

間もなく12時になりますが、午後も生涯学習部関係の予定が入っておりますので、このまま報告事項を続けて、12時を過ぎるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

報告事項に入ります。

教育総務課から順にお願いしますが、追加はございますか。 ないようですので、教育総務課からお願いします。

学校教育部参事 1番目の(仮称)小山田東小学校新築検討委員会の報告書でございますが、検討委員会の委員長をお願いしました井上施設課長から説明を申し上げます。

施設課長 それでは、(仮称)小山田東小学校新築計画についての報告書について説明させていただきます。

まず、報告書ですが、A4判23ページで構成されております。検討委員会は2004年6月より2005年2月まで検討し、3月に報告書ができました。

主な内容としましては、町田市基本構想・基本計画、都市計画マスタープラン、文部科学省小学校施設整備指針、これら4点のものを参考にしまして、さまざまな学習形態に対応できるもの、安全な場、生涯学習の拠点施設、災害避難場所としての機能というふうな4点を考えまして、新設校の基本となる考え方を6本の柱としてまとめてございます。

1番としまして、「子どもたちが、地域の人とかかわり、文化に触れ、主体的に学ぶことができる開かれた学校」「多様な学習形態に対応し、豊かな教育活動ができる学校」「人と自然の共存の中で学べる学校」「ノーマライゼーションの理念を生かした学校」

「子どもたちが安全に学べる学校」「地域防災拠点としての機能を兼ね備えた学校施設」というふうな6本の柱が基本となりました。

敷地条件としましては、現在少年野球場として利用されております町田市函師町239-19でございます。敷地面積は約2万500平米、敷地の形状ですが、2面が道路に面しており、残り2面が地区公園等の緑地に面している部分でございます。計画の保有教室数は約18クラスを予定してございます。計画の建物は、鉄筋コンクリート造の3階建てを予定してございます。

内容につきましては、それぞれの報告書の内容の中に、計画目的、整備の基本的な考え方、地域開放を考えたゾーニング、学校規模、施設配置というふうなもの、そのほか関係資料といたしまして、検討委員会設置要項、委員名簿、分科会の経過というふうなものを掲載してございます。

なお、計画のスケジュールですが、本年度、先ほど学校教育部長の方から報告がございましたとおり、設計料を計上してございます。なお、設計につきましては、この4月末の児童推計を見まして、今年度設計になるかというふうなところで今後のスケジュールを確定したいということでございます。

指導課長 続きまして、指導課から、2番から6番についてご報告申し上げます。

まず、2番、町田市中中学生職場体験推進協議会設置要綱についてでございます。

本年度に実施をいたします中学生の職場体験事業を全市的かつ円滑に推進するための中心組織となります町田市中中学生職場体験推進協議会の設置要綱を資料のとおり制定いたしました。

この協議会は、教育長を会長といたしまして、市内の各機関及び団体で構成されており、具体的な職場体験受け入れ先の確保や、各機関及び団体の組織を通じた本事業の周知等について協議し、協力を願うものでございます。

次に、3の町田市中中学生職場体験推進委員会設置要綱について申し上げます。

町田市の職場体験事業について、町田市役所の庁内において、中学生の職場体験事業を円滑に推進するための組織となる町田市中中学生職場体験推進委員会の設置要綱を資料のとおり制定いたしました。

この委員会は、学校教育部長を委員長とし、町田市役所の庁内のすべての部署、行政委員会で構成され、具体的に庁内における職場体験受け入れ先の確保や、各部署を通じた各機関及び団体への協力依頼等を所掌するものでございます。

次に、4、2004年度卒業式、2005年度入学式の実施状況について申し上げます。

本日、お手元に報告事項として資料を差し上げております。

まず、2004年度卒業式におきましては、小学校39校、中学校20校の全校で本市教育委員会の通達どおりに適正に式が実施されました。

2005年度入学式においては、小学校39校、中学校20校で適正に実施されました。小学校1校において国歌斉唱時に不起立の教諭が1名おりましたので、39校と申し上げたところでございます。当該の教諭につきましては、現在、事情聴取を行っておりまして、近く、東京都教育委員会に報告する予定にしております。

次に、5番目でございます。特別支援教育準備会報告書について申し上げます。

2004年9月に、町田市障がい教育推進委員会を母体といたしまして、特別支援教育準備会を立ち上げました。6回にわたる会議をもちまして、きょうお手元に差し上げました報告書をまとめたところでございます。

内容といたしましては、町田市の特別支援教育実施の具体策を検討するために、今年度設置する予定の特別支援教育検討委員会で検討すべき課題を明らかにして列挙したものでございます。

具体的に申し上げますと、町田市教育委員会として必要な事業と支援策、次に町田市公立小・中学校として必要な体制と取り組み、そして町田市特別支援教育検討委員会立ち上げの必要性、この3本の柱で構成をしておるところでございます。

検討委員会の設置要綱につきましては、巻末に添付させていただきました。

今後、この報告書を参考にいたしまして検討委員会を立ち上げ、具体的な方策の検討に入っている予定でございます。

続きまして、6番、2004年度就学相談の結果についてでございます。

2004年度の就学相談の結果についてまとめりましたので、ご報告を申し上げます。

資料の1から3については、新入学児童生徒についての数字でございます。就学相談118件、進学相談61件、相談会を持った回数が就学相談11回で112名、進学相談9回で、児童数59名が相談をいたしました。入学先別の集計表は3番に記してございます。

4番、5番につきましては、在籍している児童生徒についてのものでございます。通常の学級から障がい学級に籍を移した者等の数字が小学校で19件、中学校で3件ということでございます。以下、ごらんおきをいただければと存じます。

指導課からは以上でございます。

社会教育課長 二十祭まちだの入場者数等の集計がまとまりましたので、ご報告いたします。

昨年11月からことしの3月まで8つの事業を開催しまして、合計1万4775名というふう集計しました。全般的には、いわゆる市立総合体育館では、若干天気がよかったせいか人数が増ということですが、いわゆる入場者数としては平年並みといった形になっております。

なお、3月24日に実行委員会で反省会を持ちまして、いわゆる二十祭まちだについての反省点を話し合いました。

図書館長 町田市立図書館サービス計画についてご報告いたします。

このサービス計画につきましては、2003年2月7日に教育委員会で報告をいたしました町田市立図書館整備計画に基づく計画でございます。

まず1つ目に、資料の提供として、1)収集でございますが、資料費の確保、年間市民1人当たりの資料費として350円を目標としたいと思っております。ちなみに、2004年度まではこちらに資料がありますが、2005年度については、おおむね245円というふうになっております。

次のページに行きまして、雑誌については最低限のタイトル数ということで目標といたしました。

保存については、都立図書館の動向等がございますので、それによって対応していかなければならない課題として2つ挙げております。

貸出については、10冊ということを目標にしております。現在、約9点という形になっております。

予約については、現在インターネットでの予約が可能になっておりますが、あわせて電話での予約についても認めていくということで目標にしたいと思っております。

2つ目の情報の提供については、1)レファレンス、それから読書案内、3番目に、町田市に関する資料・情報の提供、これについては、いわゆる郷土資料、行政資料、合わせて地域資料という呼び方をしておりますけれども、特に情報のデータベース化等を行っていきたいというふうに考えております。

4つ目に、施設・機器の提供でございます。

4ページに行きまして、集会事業。

6番目に、对外サービス、学校、地域団体等へのサービスということで、特に学校図書

館、あるいは学校への連携を充実させていきたいというふうに考えております。

5 ページ目で、7 番目に図書館利用が困難な人々へのサービスということで、ハンディキャップサービス等を充実させていきたい。

その他ということで、職員の資質向上、あるいは図書館のPRの充実ということを考えております。

博物館副館長 次回開催の展覧会についてご報告いたします。

開催期間は2005年4月26日から6月5日まで。

展覧会名称は、「東南アジアの壺 - 仮面とともに - 」と題します。

当館には東南アジアの焼き物を多数収蔵しておりますが、この中から壺を中心に120点ほど、それから、それに関連させましてといいますが、美術評論家の本間正義さんが東南アジアの仮面のコレクションをお持ちで、それをお借りして、あわせて展示させていただきます。

なお、期間中、5月1日、15日、午後2時から3時にかけて、担当学芸員によるギャラリートーク、作品解説を予定しております。

ひなた村所長 ひなた村から、縄文体験学習開催のお知らせをいたします。

例年の事業ですが、今年度も、「君も縄文人になろう」と題して縄文体験学習を実施します。

期間は4月11日から5月6日まで、延べ16日間にわたります。

ことしは新設の小学校を含めまして、全小学校40校の参加をいただいております。毎日2校から4校の学校の6年生、延べ3500人ほどがひなた村に来て参加をいたします。

内容はここに記載のとおりですが、スライドによる町田の縄文時代の学習や、町田で出土した土器、石器を見たりさわったり、また、住居づくりや火起こしの体験をいたします。お時間の許す方は、ぜひ1度ごらんになっていただければと思います。

国際版画美術館主幹 明日から「マルチプル・ショー」という展覧会を開催いたします。

期間は、4月9日から6月12日の期間です。

作品自身は、いわゆる戦後になってから経済の発展等々における産業とかかわった立体的な作品、数ということにこだわった作品が多数展示されます。今までのように紙ということに限らず、いわゆる立体のものを多く展示しますので、よろしく願いいたします。

そして、開催中には当館学芸員が作品解説を行います。

よろしくお願いいたします。

委員長 以上で報告事項は終了いたしました。

各委員から、質問、その他ございましたらどうぞ。

岡田委員 先ほどの二十祭まちだのサイトへの訪問件数が、成人者の数から見ましても大変多いと思うんです。やはり町田市でこうしたものは関心が高いということですので、ぜひまた来年の成人式も頑張ってくださいと思います。

委員長 先ほど学校教育部長からの報告の中で、（仮称）小山田東小学校の新設の是非については慎重に云々の附帯意見がついたということですが、この後、どういう扱いになるんですか。今、設計料はついているということなんですか。

学校教育部長 当初予算計上時の時点でも若干議論がありまして、児童生徒数の推移というものを慎重に見なければいけないだろうと。余りおくれしてしまうと、今度は実際に建てなければいけないときに間に合わなくなってしまうということで、予算としては当初予算に計上しようということで計上されたものです。

したがって、ここで4月1日における1年間の子どもの出生数、それから4月7日現在での児童生徒数が確定をしていきますので、その状況をもう1度推計として洗い直して、新たな数字で見えていって再度判断をしていく、こういう形にしていきたいというふうに思っております。

委員長 その判断は大体いつごろになるんですか。

学校教育部長 1週間ぐらいで、やればすぐに出ると思います。

委員長 またそれについては報告をぜひお願いしたいと思います。

まだ質問やらあるかと思いますが、先ほど申し上げたように、その後の予定が詰まっておりますので、個別にまた、担当にご質問その他をしていただきたいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

議案第6号は、非公開で審議いたしますので、関係者はお残りください。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

委員長 以上で第1回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会